

議員提出議案第1号

みよし市議会ハラスメント防止条例

上記の議案を提出する。

令和8年3月2日提出

提出者 藤川 仁 司

賛成者 御 国 しおん

賛成者 水 谷 正 邦

賛成者 渡 邊 郁 夫

賛成者 増 岡 義 弘

賛成者 伊地田 妙 子

説 明

この案を提出するのは、議員間及び議員と職員との間におけるハラスメントの防止のための措置に関し、必要な事項を定めるため必要があるからである。

みよし市議会ハラスメント防止条例

(目的)

第1条 この条例は、みよし市議会議員（以下「議員」という。）間及び議員と職員との間におけるハラスメントの防止のために必要な事項を定め、議員及び職員の人格及び尊厳が尊重され、その能力を十分に発揮できるような働きやすい職場環境の整備に努めることで、市政の効率的運用に寄与し、もって市民からより信頼されるみよし市議会（以下「議会」という。）の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「ハラスメント」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により労働環境又は生活環境を害する行為
- (2) パワー・ハラスメント 優越的な関係を背景とした人格又は尊厳を侵害する言動により、精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は労働環境を害する行為
- (3) ジェンダー・ハラスメント 性別による区別に関する固定的な意識を基に、その意志に反する言動を強制する行為その他の人格若しくは尊厳を侵害する行為
- (4) マタニティ・ハラスメント又はパタニティ・ハラスメント 妊娠、出産若しくは育児又はこれらに付随する事項を理由として、精神的若しくは身体的な苦痛を与える行為
- (5) その他のハラスメント 前各号のほか、他の者に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は職場環境を害することとなるような言動をいう。

2 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員（議員を除く。）をいう。

(議員の責務)

第3条 議員は、市民の代表者として市政に携わる機能及び責務を自覚し、常に高い倫理意識を持ち、及びハラスメントを行ってはならない。

- 2 議員は、平等の原則により、年齢、性別、経験年数等にかかわらず議員同士が対等な立場であることを自覚し、互いの立場を尊重し活動をしなければならない。
- 3 議員は、職員に対するハラスメントが労働意欲を低下させ、又は職務環境を害することを認識し、職員が職務遂行上の対等な立場であることを自覚し、及び職員の人格及び尊厳を尊重した活動をしなければならない。
- 4 議員は、自身によるハラスメントがあると疑われたときは、事実関係の調査に積極的に

協力し、及び誠実に対応しなければならない。

- 5 他の議員がハラスメントを行っている場合、又はその疑いがある事態に遭遇したときは、当該議員に対し当該行為は厳に慎むべきである旨を指摘し、及び議長に報告するなど、率先してハラスメントの防止に努めなければならない。

(議長の責務)

第4条 議長は、ハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、必要な措置を迅速かつ適正に講じなければならない。

- 2 議長は、ハラスメントの防止を図るため、必要な研修等の実施に努めるものとする。
- 3 議長は、ハラスメントに関する相談に的確に応じるため、相談体制を整備するものとする。

(相談窓口の設置)

第5条 議長は、議員からハラスメントに関する相談を受けるため議会事務局内に相談窓口を設置する。

(処理の依頼等)

第6条 議長は、議員が職員からハラスメントを受けたとされる事案については、当該事案に係る処理を市長に依頼するものとする。

- 2 議長は、職員が議員からハラスメントを受けたとされる事案について、市長から処理の依頼があったときは、次条第2項のハラスメント調査委員会を開催し、事実関係等の調査その他の必要な措置を行うものとし、当該事案に係る処理が完了したときは、その処理の内容等を市長に報告しなければならない。

(事実関係の調査)

第7条 議長は、第5条の相談窓口で相談があったとき、前条第2項の依頼があったとき又は議員によるハラスメントの疑いが生じたときは、速やかに当該事案に係る事実関係を調査するものとする。

- 2 調査は、ハラスメント調査委員会を設置して行うものとする。
- 3 前項のハラスメント調査委員会は各会派より1名及びその他議長が必要と認める議員を指名して構成するものとする。

(対応措置)

第8条 議長は、前条に規定するハラスメント調査委員会の調査結果を踏まえて、指導、助言、注意その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 議長は、前項の措置を講じたのち、みよし市議会議員政治倫理条例（平成26年みよし

市条例第2号)第7条に規定する審査が必要と判断した場合は、同条例第5条に規定するみよし市議会議員政治倫理審査会を設置して審査する。

(被害者のプライバシー保護)

第9条 議員及び職員は、ハラスメントの当事者及び関係者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(議長の職務代行)

第10条 議長がハラスメントの当事者となった場合は副議長が、議長及び副議長が共に当事者となった場合は議会運営委員会委員長が、この条例に規定する議長の職務を行う。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(条例の継続的な見直し)

第12条 議会は、この条例の定める事項について検討を加える必要があると認めるときは、見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(みよし市議会議員政治倫理条例の一部改正)

2 みよし市議会議員政治倫理条例(平成26年みよし市条例第2号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(審査会の設置) 第5条 議長は、前条の規定による審査請求があったとき又はみよし市議会ハラスメント防止条例(令和 年みよし 市条例第 号)第8条に規定する審査が必要と判断したときは、みよし市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。 2以下 略	(審査会の設置) 第5条 議長は、前条の規定による審査請求があったときは、みよし市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。 2以下 略